目 次

Ι	法人税関係

 復興特別法人税の1年前倒し廃止	
3. 生産性向上設備投資促進税制の創設	
4. 研究開発税制の拡充	8
5. 中小企業投資促進税制の拡充	. 9
6. 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長	10
7. 所得拡大促進税制の拡充	11
8. ベンチャー投資促進税制の創設(ベンチャー企業等への出資金の80%損金算入) …	12
9. 事業再編促進税制の創設 (出資金・貸付金の70%損金算入)	13
10. 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設	15
11. 国家戦略特別区域における税制措置の創設	16
(1) 設備投資減税	16
(2) 研究開発税制の特例	16
Ⅱ 所得税関係	
1. 給与所得控除の見直し	17
2. NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上	18
3. 特定公社債の範囲の見直し	19
4. ストックオプション課税の適正化	20

① 資産税関係 1. 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し 22 (1) 土地の取得費に加算される額 22 (2) 相続財産の譲渡に係る確定申告書の提出期限後に相続税額が確定した場合 22 2. ゴルフ会員権の譲渡損失と損益通算の範囲の見直し 23 3. 住宅取得等資金の贈与税の非課税適用対象となる家屋の範囲拡大 23 1. 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し 24 2. 地方法人課税の偏在是正 25 (1) 地方法人税(国税)の創設 25 (2) 地方法人特別税・法人事業税の税率の改正 26

3. 車体課税の見直し ………………………………………… 27

(1) 自動車重量税の見直し27

(2) 自動車取得税の見直し ………………………………………… 28

(3)自動車税におけるグリーン化特例の見直し ………………………………………………………………………29

(4) 軽自動車税の見直し ………………………………………………………30

(2) 地方税に関する不服申立制度の見直し ………………………… 32

5. 税務代理人がある場合の調査の事前通知 …………………………… 32

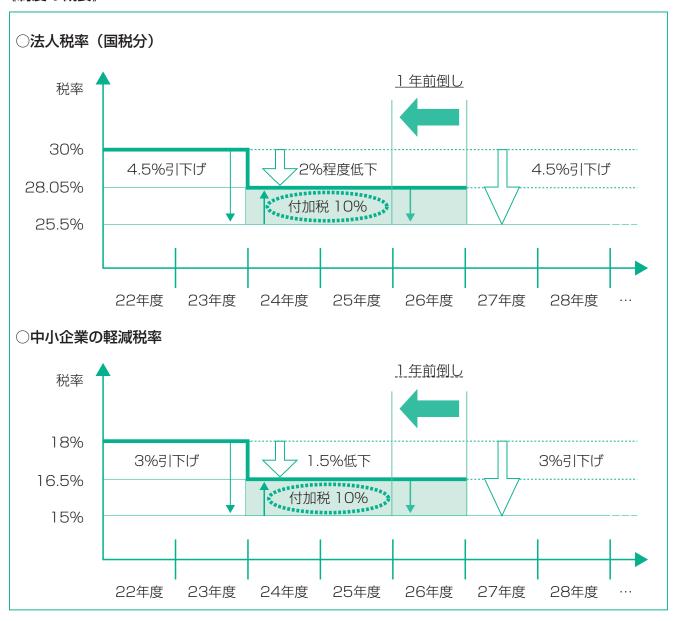
I 法人税関係

1 復興特別法人税の1年前倒し廃止

足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税の課税(基準法人税額×10%)が1年前倒しで廃止されます。

また、復興特別法人税廃止後、法人が各事業年度において利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除されます。なお、 復興特別所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額は還付されます。

《制度の概要》



適用時期

復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度までで廃止されます。